

第 1 1 回軽米町議会定例会

令和 6 年 9 月 1 3 日 (金)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分
に関し承認を求めることについて
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 2 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関
し議決を求めることについて
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 3 議案第 3 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 5 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 5 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 5 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 5 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員

- 会付託)
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 5 年度軽米町水道事業会計決算の認定について
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算 (第 3 号)
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 12 議案第 12 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
(令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 13 議案第 13 号 財産の取得に関し追認議決を求めることについて
- 日程第 14 議案第 14 号 財産の取得に関し追認議決を求めることについて
- 日程第 15 請願陳情第 4 号 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 16 請願陳情第 5 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 17 発議案第 1 号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 18 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 19 議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 20 委員会の閉会中の所管事務調査

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課長	日山一則君
政策推進課長	野中孝博君
政策推進課主幹	鶴飼義信君
会計管理者兼税務会計課長	寺地隆之君
町民生活課長	鶴飼靖紀君
健康福祉課長	竹澤泰司君
健康福祉課主幹	日向安子君
産業振興課長	小笠原隆人君
産業振興課主幹	輪達隆志君
地域整備課長	神久保恵蔵君
水道事業所長	神久保恵蔵君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局主幹	輪達ひろか君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	小笠原隆人君
監査委員	西山隆介君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主任	竹林亜里君

議 会 事 務 局 主 事

山 下 海 斗 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、町長から議案2件の追加提出がありました。

配布してございますので、朗読は省略いたします。

また、本日付で、総務教育民生常任委員長から1件の発議案の提出がありました。同じく本日付で、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会改革調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第12号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第12、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてまでの12件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第12号までの12件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会委員長、茶屋隆君。

〔特別委員長 茶屋 隆君登壇〕

○特別委員長（茶屋 隆君） おはようございます。それでは、委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてまでの12件でありました。

当委員会は、9月9日から11日まで3日間、役場3階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論が

なされるとともに、慎重な審査がなされました。中でもかるまい文化交流センター宇漢米館の今後の活用については、イベント開催等、にぎわい創出だけではなく、複合的に活用していく、町内商店街の活性化のためには中心商店街とのアクセス道路も考えているということです。早期の実現に期待します。

消防、防災関係では、災害時の避難所に関して、今後多発する想定外の災害に対応できる避難所の設置がスムーズにできるよう対応を考えていくということでございます。また、火災のときの消防水利に関しては、各分団がどこの地域の消火活動でも十分に対応できるようなシステム、取組を行っていくということです。しっかりと対応していただきたいと思っております。

各委員から終始活発な議論がなされました。結果について報告します。6件の議案について反対がありましたので、採決は9回に分けて行いました。一部反対の議案について、議案第2号の1件、議案第3号の1件、議案第4号の1件、議案第5号の1件、議案第7号の1件、議案第8号の1件について、6件は賛成多数で可と決しました。承認を求める議案について、議案第1号の1件、認定を求める議案について、議案第6号、議案第9号の2件、議決を求める議案について、議案第10号、議案第11号、議案第12号の3件の6件については全会一致で可としたことをご報告申し上げます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については、特別委員会において全会一致で承認、認定、可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第7号及び議案第8号について討論を求めることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてに反対

の立場で発言いたします。

この規約改正は、これまで使用してきた紙の保険証を廃止し、資格確認書等に改めるというものです。これは、マイナンバーカードを取得するということが前提にあります。しかし、今、マイナンバーカードは任意取得が原則ですので、それに反するものです。マイナンバーカードがなければ、保険証がないということになります。

また、カードの管理が困難である人を置き去りにしています。後期高齢者は、いろいろ施設に入っている方、また病院に何回も行く方もいらっしゃいます。

一方で、システム化に対応できない医師の廃業や自治体への業務の負担増など、問題点が多い中の一本化には反対いたします。

したがって、規約の一部変更には反対するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第3号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例、先ほどの議案第2号に対する反対討論と同じような中身ですが、今回のこの条例はこれまでの保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証の資格を一体化するものです。今年の12月2日から現行の保険証は新たに発行されなくなり、廃止されることを基に、この条例がつくられることになっております。

現在まだこのマイナンバーカードを持っている方々も様々な問題があります。病院の窓口で確認がちゃんとできなかつたりとか、また窓口に行くたびに、これまで1か月に1回保険証を提出すればよかったですのですが、毎回提出して、そして確認するということがあります。暗証番号を忘れた方は顔の確認になりますが、腰が曲がっている方とか、また寝たきりの方とか、そういういろんな支障が出てきます。まだまだ準備不足と考えております。

また、現在マスコミなどで騒がれておりますが、自民党の総裁選挙の中でもこのことについてが争点になっております。反対する声は根強く、廃止の時期を見直すとか、従来の保険証の併用も考えるのも選択して当然だなどという総裁選の候補者の方も、そういうことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

ですから、まだまだ準備期間が必要と考え、この条例の廃止については反対するものです。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で発言いたします。

一般会計の歳入総額は80億円、歳出は74億円という、宇漢米館の建設費も含めて大変大きな金額の決算額となりました。その中でも、私は、会計年度任用職員のことについて大変気になりましたので、その点についてお話ししたいと思います。

県内市町村における正規職員及び会計年度任用職員等の調べによりますと、これは岩手県ふるさと振興部市町村課の独自調査によるものですが、令和5年4月1日時点の正規職員、軽米町は100人、会計年度任用職員は185人となっています。全職員に占める会計年度任用職員は64%を超えています。県下市町村の中でも第2位の高さです。185人の中にフルタイムの会計年度任用職員はゼロでした。全てパート職員です。他の町村を見ますと、やはり必要な職務によってはフルタイムで会計年度任用職員を採用しておりますが、軽米町はゼロです。

今私たちは、議会で少子化対策、人口減少対策を課題に取り組んできましたが、その解決策として、安定して働く場所が必要であることが挙げられてきます。会計年度任用職員には女性が多く、しかもパートで働いています。この久慈、二戸管内の市町村で、全員がパート職員であるのは軽米町だけです。ほかでは、必要な場所にはフルタイムの会計年度任用職員も置いています。正規の職員数を増やすことを望みますが、せめてフルタイムに近い雇用を、フルタイムで働くことが必要な職員については、そのような形態での雇用を望みます。

もう一点は、かるまい文化交流センター宇漢米館が完成し、最後の工事が終わり、備品の購入の支出もこの決算で終わりました。12月1日に開館したところです。廃棄物の出土、その撤去費用、そして裁判、県との訴訟の関係が解決には至りませんでした。開館のめでたい式典などもありましたが、そのことがずっと頭から離れない、そういう方がたくさんいらっしゃると思います。

裁判は継続されていますが、令和5年度の決算の中には、弁護士費用の支出はあ

りませんでした。令和4年度で1回400万円を超える支出があって、その後は支出はされておられません。いつもこれがどのぐらいの金額になるのか、大変心配しております。このことが早く解決すること、そのことを考えると、完成を素直に喜べないという状況です。

また、新しくなったということで、代わりに旧軽米中央公民館、旧図書館が、まづ今空き家状態になっています。この建物の活用の仕方も、全くその後できません。

軽米町として、古いものを大切にす、また町民を生かす、そういう町づくりもやはりメインにしていくべきだと考えます。これらの建物のことも、今度の令和5年度のところで全く出てきていなかったということで、またこの前の特別委員会でもそのことが出てこなかったということが大変残念に思います。

以上のようなことから、令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について反対するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） 議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和5年度一般会計の決算は、歳出においては、大規模事業として最終年度となったかるまい文化交流センター整備事業をはじめ、物価高騰の影響を受ける非課税世帯への支援事業や低所得者への福祉灯油費等給付事業により、経済的支援を図るとともに、福祉事業所への経営支援により、事業継続への各種政策等が進められたものであります。そのほか、住民福祉の維持向上のため、各分野にわたって各種事業が着実に実行されております。

その中でも、かるまい文化交流センターが無事完成し、12月には図書館、子育て支援センター等の運営が始まり、各種イベントや事業が開催されるなど、町民の期待する施設として順調な運営がなされております。

歳入においても、歳入総額は前年度に比べて4億円の減となったものの、再生可能エネルギーの推進による顕著な固定資産税収入をはじめとして、ふるさと納税などの取組により、自主財源の確保に努めていることがうかがえます。

また、各種事業においては、国、県支出金を積極的に導入し、自己負担の軽減に努めた結果、実質収支は6億2,800万円余りの黒字となったほか、令和5年度から令和4年度の実績収支を差し引いた単年度収支は1億4,000万円余りの黒字となるなど、健全な財政運営がなされたものと評価するものであります。

職員数の減少が続く中、適正な職員数を確保することが求められておりますが、

会計年度任用職員による職員体制の維持を図りながら、各種事務事業について、町政の進展が着実に行われていることは評価すべきと考えとともに、監査意見書を見ても、審査結果はおおむね適正に執行されているとされております。

このようなことから、令和5年度一般会計歳入歳出予算は適正に執行されたものと評価すべきと考え、その決算の認定に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いします。

賛成討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第5号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

国民健康保険の被保険者は、自営業や非正規雇用の方、また年金受給者の方など、収入の低い方が多いので、保険料が高過ぎて払えない方が多くあります。特に収入が不安定だったり、収入の低い方の滞納が多くなっているようです。令和5年度の収入未済額は、4,728万4,349円でした。この中で、不納欠損額は376万6,600円です。この不納欠損となった理由は、収入なしという方、また財産がなくてその差押えなどで税に充てることができないという方、それに該当する方で、不納欠損が376万6,600円ということになりました。

また、協会けんぽの場合は、事業主負担もあるのであれですけども、国保は、協会けんぽの負担と比べると、倍近く重くなっています。

子供が生まれると、均等割1人分が加算されます。このことは、子供が1人増えて大変うれしいはずなのに、保険税の場合は均等割が増えるという、まるで人頭税のようであります。子育て支援に逆行するものではないでしょうか。町独自で18歳まで子供の均等割の免除が実現できればいいなと思います。現在就学前の子供の均等割の免除を実施してきておりますが、子育て支援日本一のまちとしては、就学前だけでなく、18歳までの、高校生までの均等割をぜひ免除していただきたいと思っております。

また、子供の滞納している方に対して、短期の保険証が出されています。65歳以上の高齢者、また18歳未満の子供まで短期の保険証が発行されておりますが、

本当に温かい町政であるならば、せめて高齢者、そして子供の分の短期の保険証の発行はなくしていただきたいと思います。

このようなことから、令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対するものです。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） 議案第5号の令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、ほかの保険制度に加入していない無職の方や低所得の方が多く加入されており、医療費が多くかかる高齢者層が多いことなど構造的な問題を抱え、慢性的な財源不足に陥っています。特に医療費を含めた社会保障費は、毎年増加の一途をたどっており、市町村だけではなく、国においても大きな問題となり、大きな財政負担になっております。町の国民健康保険においても、被保険者数が減少する中、医療費の支払いに要する保険給付は高止まりに推移している状況であります。こうした状況の中、特定健診の受診率と特定保健指導の受講率の向上を図る取組を継続するとともに、新たに生活習慣病や糖尿病の重病化予防の取組を行い、町民への健康づくりの働きかけを積極的に実施していることで、保険給付の適正化に努めております。

国保の収納率については、現年度分96.65%、滞納繰越分7.68%となっており、収納対策として滞納整理を中心に進めることをせず、休日納税相談や夜間納税相談を行い、対応に当たっております。また、短期の保険証を発行することにより、滞納されている方への相談機会の確保に努めております。

このような厳しい財政状況の中、岩手県国保運営方針に基づき、一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく、また安易に被保険者に国保税の増額という負担を強いることなく、国保の保険者として継続を維持するための努力をしております。

以上のことから、令和5年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の認定については、適正に執行されたものと評価するべきと考え、賛成いたします。私の賛成にご賛同いただくようお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第7号 令和5年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で発言いたします。

後期高齢者医療保険料は、2年に1度の改定があります。保険料の大部分は、年金から天引きされるため、収入未済額はあまり出てきませんが、年金の金額がほとんど上がらない中、物価高騰する中、保険料の負担が大変重くなってきています。2年に1度の保険料の改定ということで、令和5年度はありませんでしたが、また令和6年度は改定の時期になります。収入の少ない方の普通徴収では7万3,900円の未済額となっています。医療費の窓口負担の割合は、これもまた令和4年度に変わりました。一定以上の所得のある方は2割になりました。見直しが1割負担の中で、一般所得者等の中で、その結果、軽米町は1割負担、これまでのとおり1割負担の方が1,629人、2割負担に増えた方が120人、3割負担は69人となっています。もともと高齢になれば体のあちらこちらが悪くなり、医者にかかる回数が増えるのは当たり前です。また、これから75歳以上の高齢者がどんどん増えていきます。

そんな中、75歳以上の人をそれ以外の人と切り離して、医療費の負担をどんどん増やしていく後期高齢者医療制度そのものに反対いたします。また、高齢になっても保険料や治療費の心配なく過ごせる制度に変えるべきです。

よって、令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、このようなことから反対するものです。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第8号の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は9回に分けて行います。

一部反対の議案について、議案第2号の1件、議案第3号の1件、議案第4号の1件、議案第5号の1件、議案第7号の1件、議案第8号の1件、承認を求める議

案について、議案第1号の1件、認定を求める議案について、議案第6号、議案第9号の2件、議決を求める議案について、議案第10号、議案第11号、議案第12号の3件の9回です。

初めに、議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第3号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第3号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第5号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第5号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第7号 令和5年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第7号 令和5年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第1号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについての採決を行います。

議案第1号に対する委員長の報告は原案を承認とするものです。議案第1号は委員長の報告のとおり原案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと議案第9号 令和5年度軽米町水道事業会計決算の認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第6号と議案第9号の2件の決算に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第6号と議案第9号の2件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと議案第9号 令和5年度軽米町水道事業会計決算の認定についての2件の決算については認定することに決定しました。

次に、議案第10号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第3号）から議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについての3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第10号から議案第12号までの3件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第10号から議案第12号までの3件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第3号）から議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについての3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号及び議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 次に、日程第13、議案第13号 財産の取得に関し追認議決を求めることについてと日程第14、議案第14号 財産の取得に関し追認議決を求めることについてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第13号及び議案第14号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第13号につきましては、令和2年度において、軽米町立小学校の教員用図書の購入に係る財産の取得を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、その手続を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認の議決をお願いするものです。

本財産を取得する目的は、軽米町立小学校の教員用図書として供するもので、取得する財産は、小学校教師用教科書326冊、小学校指導書425冊、小学校指導資料64冊で、取得価格は1,321万6,229円でございます。

取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割52番地、有限会社松橋商店、代表取締役、松橋富男より買入れするものでございます。

次に、議案第14号でございますが、議案第13号と同様に、本年度において軽米町立小学校の教員用図書の購入に係る財産の取得を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産については議会

の議決を経て取得すべきところ、その手続を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認の議決をお願いするものです。

本財産を取得する目的は、軽米町立小学校の教員用図書として供するもので、取得する財産は、小学校教師用教科書４６３冊、小学校指導書５７５冊、小学校指導資料５８冊で、取得価格は１，６２４万７，０００円でございます。

取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第８地割５２番地、有限会社松橋商店、代表取締役、松橋富男より買入れするものでございます。

議案第１３号及び議案第１４号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、議案第１３号 財産の取得に関し追認議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第１３号の財産の取得に関し追認議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第１３号 財産の取得に関し追認議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号 財産の取得に関し追認議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第１４号 財産の取得に関し追認議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第１４号 財産の取得に関し追認議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第４号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第１５、請願陳情第４号 マイナ保険証への原則一本化方針

を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願を議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、上山誠君。

〔総務教育民生常任委員長 上山 誠君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（上山 誠君） 総務教育民生常任委員会に付託されておりました請願陳情第4号 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願についての審査結果を申し上げます。

本請願については、令和6年6月定例会より継続審査を行っていたものであり、紹介議員を除く委員5名出席の下、慎重に審査いたしました。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について施行期日を本年12月2日とする政令が公布され、現行の健康保険証の発行については12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されることとなります。委員会では、マイナ保険証を持たない人には資格確認書が送付されること、マイナンバーカードの普及促進により、社会全体のデジタル化が進み、効率的な行政サービスの提供や町民生活の利便性向上が期待できるのではないかとという反対意見が出されました。

よって、請願陳情第4号 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願については、賛成なしで不採択と決したことをご報告いたします。議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第4号 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第4号に対する委員長の報告は不採択とするものです。請願陳情第4号は委員長の報告のとおり不採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第4号 マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行の健康保険証の発行存続を求める請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決

定しました。

◎請願陳情第5号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、請願陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、上山誠君。

〔総務教育民生常任委員長 上山 誠君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（上山 誠君） 第11回軽米町議会定例会におきまして総務教育民生常任委員会に付託されました案件は、請願陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてでした。

本請願につきましては、9月6日、全委員出席の下、慎重に審査いたしました。

義務標準法の学級編制見直しや学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善の推進、加配の削減は行わない並びに教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることの意見書を国の関係機関へ提出することを求める請願について、審査の結果、請願趣旨を了とし、全委員の賛成により採択と決したことを報告いたします。議員各位のご賛同方よろしく願います。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを採決します。

お諮りします。請願陳情第5号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第5号は委員長の報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国

庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、上山誠君。

〔総務教育民生常任委員長 上山 誠君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（上山 誠君） 発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提案理由を申し上げます。

本議案は、義務標準法の学級編制見直しや学校の働き方改革を実現し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るためにも、計画的な教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提出するものです。

意見書については配布しておりますので、前文は割愛し、要望項目の4項目を申し上げます。

1、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、4項目について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出することといたします。

発議案第1号について、軽米町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。議員各位のご賛同方よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第18、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第19、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

議会改革調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。議会改革調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（松浦満雄君） 日程第20、委員会の閉会中の所管事務調査を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第11回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日に開会以来、本日までの12日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、人事同意案1件、専決処分の承認を求める議案1件、岩手県後期高齢者医療広域連合からの協議に関する議案1件、条例の一部改正に関する議案1件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、財産の取得に関する議案3件の合わせて15件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、投票区再編に伴う支援体制等の充実、農業の担い手育成、遊休農地等の対策、鳥獣被害対策などの農業振興策について、また中心商店街のにぎわい創出など、商工業の振興や小中学校及び高等学校への支援策など、各種事業に対し熱心にご議論いただきました。

一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも真摯に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識するとともに、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等に配慮しつつ、今後の町勢発展のため努めてまいります。また、今般ご報告申し上げ、追認をいただきました議決を経ずに行った教師用指導書等の購入につきましては、議員各位、町民の皆様に対しま

して改めておわび申し上げますとともに、今後の再発防止に万全を尽くしてまいる所存であります。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第11回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時03分）